

子育青第2769号
令和7年12月22日

教育長 竹居 秀子 様

さいたま市長 清水 勇人

さいたま市いじめ問題再調査委員会の答申を踏まえた対応について

さいたま市立小学校において令和3年度に発生したいじめの重大事態に該当する事案について、さいたま市いじめ問題再調査委員会から答申がありました。

つきましては、「いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査結果報告書」（以下「再調査報告書」という。）を送付いたします。

また、再調査報告書「VIII 提言：再発防止策」を踏まえ、下記のとおり御対応ください。

記

1 依頼内容

- (1) 再調査報告書「VIII 提言：再発防止策」について対応を検討すること。
- (2) (1)で検討した対応の方針について、令和8年1月16日までに報告すること。

2 再調査報告書「VIII 提言：再発防止策」（再調査報告書より抜粋）

VIII 提言：再発防止策

1 学校主体調査の改善

本件で再調査対象となった学校調査報告書について、本委員会では、学校主体調査における種々の問題点を指摘した。いじめはどの学校でも起こりうる事態であり、重大事態に至るいじめもどの学校でも起こりうる。本件では児童Aの心身被害が顕在化した発生時に第1号いじめ重大事態と認定されたが、時間の経過とともに第2号いじめ重大事態にも該当することとなった。法第28条では、重大事態が発生した場合、学校設置者が調査主体を決定することとしており、特に第2号いじめ重大事態（不登校）の場合には、いじめ重大事態調査に関するガイドラインで「原則として学校主体で調査を行う」としている。しかし、本件で指摘されているように、学校主体調査にはさまざまな人的・物的制約もあり、調査手続の不遵守、調査記録の不備など、調査の根幹にかかる欠陥が生じていた。そのことが、児童A側の学校・教育委員会に対する不信及び対立状況の主因となっている面もみられる。このような状況に鑑みると、学校主体調査の水準の向上が不可欠であり、特に、いじめの調査組織と不登校対策組織との分離、調査記録の作成・管理体制の整備の2点については早急な改善が必要である。さらに、いまだ不充分な教育委員会の指導助言の質の向上のためにも、学校主体調査に特化した調査マニュアルもしくはガイドラインの設定を文部科学省に求めたい。

2 小学校低学年でのいじめの増加

本件は小学校2年から3年にかけての小学校低学年でのいじめ事案である。統計的に見てもいじめの低年齢化が生じているが、小学校低学年の段階では、集団生活に不慣れな子どもたち同士のトラブルは確かに日常茶飯事で、いじめとの境界線も曖昧であるといえる。しかし、児童Aの心身被害は重大で、本件のような被害の長期化も全く例外的とはいえない。学校教職員のいじめについての認識は常時更新が必要で、低年齢層に広がるいじめの現状と特徴について、教職員の認識を高める必要がある。

3 いじめ調査における被害者証言の重要性

いじめ調査では、本件学校主体調査のケースのように、被害者の心身被害状況によっては初期段階で被害者の証言が直接には得られないことも多い。しかし、その場合でも、それまで学校側で把握できなかった被害の全容を知るためにには、保護者を含めた被害者側の被害申告を丁寧に聴き取る必要がある。加害者聴取は、被害者側の主張する被害の全容を踏まえなければ、事実の認否を含めて有効なものとはなりえないからである。被害者にとっては、いじめ事実を思い出すこと自体がトラウマになることもあり得るし、また、事実認識の歪みが生じる可能性も否定できない。調査においての事実認定では、被害者の事実認識に生じた歪みさえも被害の一環としてとらえる必要がある場合もあり、証言の矛盾・首尾一貫性の欠如などを過度に重視することがあってはならない。

4 教職員に対する研修の必要性

法や基本方針への理解を深めるためには、教職員向けに、外部講師を招いてのいじめ防止等のための研修の実施をすべきである。児童と多くの時間を過ごす教員は、児童の変化にいち早く気付くことができる立場にある。教員がいじめの兆候を早期に発見するためには、児童との信頼関係のもと、児童を観察する力や児童生徒の話を傾聴する力などの力量を高める必要がある。また、いじめ防止のための研修を実施するにあたっては、「いじめの定義」「いじめが及ぼす心身への影響」「いじめへの対処」などについての理解を深める必要がある。

また、児童に対しては、「いじめ」は理由の如何を問わず決して許されないものであることを繰り返し指導する機会を設けるべきである。さらに、弁護士等の専門職による授業を実施し、「いじめとは何か（いじめの定義）」「いじめへの対処法（援助希求行動を含む）」などを指導することにより、いじめの発生や継続を防止していくべきである。

そして、保護者に対しても、学校のいじめ防止基本方針を学校のホームページで単に公表するだけにとどまらず、専門家による保護者向けの講演等を実施することにより、いじめの対応について広く周知させるように取り組むべきである。

5 被害者を孤立させないために

本件では、A保護者から実現が困難な要求が出されることがあった。法律上不可能なことについては学校も断ることになるのは当然なのだが、本件ではあまりにも児童A側からの要求に対して断るやりとりばかりが繰り返されてしまった。児童AもA保護者も「味方・理解者は家族以外誰もいなかった」と語っていたことに象徴されるように、心理的に孤立してしまう状況になったことが児童A・A保護者にとって最もつらいことではないだろうか。児童A側が学校へ思いと要求をぶつけると、学校が教育委員会とS.L.に相談して、その要求が断わられる。この繰り返しによって児童A・A保護者にとっては学校が教育委員会やS.L.と連合を組んで被害者に対峙していると感じられた

はずである。例えば、学校が児童A・A保護者の味方として一緒に教育委員会やS Lに相談する、あるいは教育委員会が味方として仲介するような関係でかかわっていたらこれほど孤立を深めることはなかったのではないかと思われる。

また、法律に関して被害者の味方として助言してくれる専門家がいれば実現が困難な要求を出す前に内容を調整したり、別の解決策を検討したりすることができたであろう。そのような役割を果たす被害者の相談・支援機関としての第三者機関の設置も検討されるべきである。

6 被害者の要求の裏にある思いを聴くことの重要性

A保護者から「被害者の要求に応じないということは被害者に寄り添っていない」という発言が繰り返しみられた。

また、実際に非常に多くの要求が出され、実現が困難なものもみられた。このような要求に対してかかわるポイントは、「要求を聞くだけでなく、要求の裏にある『思い』を聴き取る」ということである。多くの要求をしてくるということは、その裏にそれだけ心配な思いがあるからである。怒りを持ってさらに強く要求するということは、その裏に心配な思いを理解してもらえなかつた悔しさや不安、かなえられなかつた願いが存在している。したがって、面談では被害者からの要求の可否を伝えるだけでなく、「それほど強く求めるのはどんなことが心配だからなのか」と裏にある思いを聴き取ることに努めるべきであろう。また、無理な要求を頑なに押し通しても実現はできないので、実現可能な別の案と一緒に考えていくか、要求がかなわない悔しい心情を語ることで癒していくようにサポートする姿勢も必要である。例えば、B保護者の電話番号と住所を学校に開示するよう求めた要求の裏には、「保護者同士で話し合いをしたい。本当につらい思いをしたことをわかってほしい。加害児童保護者からの心からの謝罪の言葉を聞きたい。会わないままでは怒りの気持ちが収まらない」といった心情があるだろう。

また、児童Aが教員全員の意見を開示してほしいと要求した裏には、「誰も味方がいない気持ちでいるのがつらい。学校の中に味方・理解者がほしい」という心情があるだろう。被害者に寄り添うことは、被害者の要求をすべて受け入れることを意味するのではなく、被害者要求とその裏にある思いにきちんと向き合う姿勢に現れる。

7 いじめ指導における心理職の重要性

いじめに対して実際に指導を行うのは主に教員である。しかし、いじめに関して教員が専門的な知識を持っているわけではない。したがって、いじめに関しても専門家としての心理職の助言は重要である。いじめが発生した場合、①被害児童への心の傷を癒すカウンセリング、②被害児童保護者へのつらさを減らすカウンセリングと改善策の助言、③加害児童へのカウンセリング、④加害児童保護者へのカウンセリング、⑤いじめの予防のための学級全体への指導も必要である。①の被害児童と②被害児童保護者へのカウンセリングでは被害児童の心理状態を見定める必要がある。特にP T S Dのように対応が難しい事例では治療的な知識とエビデンスに基づいた手立てが不可欠である。③の加害児童へのカウンセリングでは相手の気持ちを考えるトレーニングや人への上手なかわり方を学ぶソーシャルスキルトレーニングが必要である。④の加害児童保護者へのカウンセリングでは、子どもの褒め方を学ぶペアレントトレーニングが必要である。いじめをしなくなるためには、「やってはいけない」と繰り返し言い聞かせるだけでは不十分である。ソーシャルスキルトレーニングによって実際に友達にどう接するかを具体的な行動レベルで教えていくことと、褒める子育て・指導によって人にやさしくする善意を育てることが重要である。こうした方法を心理職が力

ウンセリングの中で直接伝えたり、あるいは教員に助言したりする役割が不可欠である。

また、心理職には、被害児童・保護者と学校との信頼関係を維持するために両者をつなぐ役割も期待される。S Cが被害者と加害者の両方のカウンセリングを行うのが難しい場合があるので、その際は市総合教育相談室などの心理職がどちらかのカウンセリングを担うなど、学校外の相談機関も利用して被害者と加害者の双方に手厚い支援を行える体制が必要である。

【担当】

さいたま市子ども未来局子ども育成部

子ども・青少年政策課青少年育成係 羽島、辻本

TEL 048-829-1716

FAX 048-829-1960

E-mail : kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp